

資料編

1 プラン策定の経緯

日 程	会議名等	内 容
令和7年7月29日～ 令和7年8月18日	町民アンケート調査	男女共同参画に関するアンケート調査
令和7年7月29日	第1回さかい男女共同参画 プラン策定委員会	(1)「さかい男女共同参画プラン」について (2) プラン策定のための町民意識調査 について (3) 策定スケジュールについて
令和7年12月24日	第2回さかい男女共同参画 プラン策定委員会	(1)「さかい男女共同参画プラン」について (2)「さかい男女共同参画プラン(第5次)」 (素案) について
令和8年1月 日～ 令和8年1月 日	パブリックコメント (意見公募)	・さかい男女共同参画プラン(第5次) についての町民意見の募集
令和8年2月 日	第3回さかい男女共同参画 プラン策定委員会	

2 第5次さかい男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定により、男女共同参画計画（以下「プラン」という。）を策定するため、第5次さかい男女共同参画プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、プランの策定に関する必要な事項について、調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者又はその団体が推薦した者
- (3) 公募による町民
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、プラン策定に関する調査審議が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会を総理し委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長（その職務を代理する副委員長を含む。）が定まっていないときは、町長が招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

3 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に委員以下の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、町民生活部人権・協働ハーモニー室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

付則

1 この要綱は、令和7年7月1日から施行し、令和8年3月31日限りその効力を失う。

3 さかい男女共同参画プラン策定委員会名簿

(敬称略)

	職 名	氏 名	
1	境町議会議員	間瀬 宏宣	委員長
2	学識経験者	宇都木 とし子	副委員長
3	学識経験者	野村 紋子	
4	人権擁護委員	芝田 和則	
5	人権擁護委員	齊藤 恭子	
6	境町男女共同参画推進委員会委員長	木場 亮	
7	境町商工会青年部	平川 直人	
8	境町商工会女性部	岡安 和子	
9	一般社団法人境青年会議所	寺島 尚太郎	
10	境町民生委員・児童委員協議会	松田 由美子	
11	境町心身障害児者父母の会	羽鳥 千代子	
12	境町社会教育委員	平井 俊行	
13	境町交通安全母の会	北島 和子	
14	境町PTA連絡協議会	世持 守	
15	境町ネットワーカー等連絡協議会	肥後 輝代	
16	猿島地区更生保護女性会境支部	田村 久子	
17	J A茨城むつみ境地区女性部	生井 真理子	
18	秘書公室長	忍田 博	
19	総務部長	島根 行雄	
20	町民生活部長	野口 和久	

4 男女共同参画社会基本法

平成十一年法律第七十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（独立行政法人男女共同参画機構の役割）

第十条の二 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協働の促進）

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点（次項において「男女共同参画センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

（調査研究）

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

5 茨城県男女共同参画推進条例

平成 13 年 3 月 28 日

茨城県条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条―第 7 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 8 条―第 18 条)

第 3 章 性別による権利侵害の禁止等(第 19 条・第 20 条)

付則

人はすべて法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたが、今なお、十分に実現されるに至っていない。

今後、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、県民ひとりひとりがものの豊かさと心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を早急に実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、県、県民、事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

（県の責務）

- 第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念を尊重するものとする。
 - 3 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携して取り組むように努めるものとする。

（県民の責務）

- 第5条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 県民は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

（事業者の責務）

- 第6条 事業者は、雇用等の分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。
 - 3 事業者は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

（男女共同参画推進月間）

- 第7条 男女共同参画の推進について、県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。
- 2 男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、議会の承認を経て、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、茨城県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、市町村の意見を求めなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 第1項及び前3項の規定は、基本計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(広報活動)

第9条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(調査研究等)

第10条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育等)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(市町村に対する支援等)

第12条 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

(県民等に対する支援)

第13条 県は、県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情等の申出及び申出の処理体制の整備)

第 14 条 県民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するものとする。

(推進体制の整備)

第 15 条 県は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(付属機関等における積極的改善措置)

第 16 条 県は、付属機関(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく付属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

(男女共同参画の状況についての報告等)

第 17 条 知事は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第 1 項の規定による報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。

(男女共同参画の状況等の公表)

第 18 条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画の状況、県が講じた男女共同参画の推進に関する施策等について公表しなければならない。

第 3 章 性別による権利侵害の禁止等

(平 31 条例 12・改称)

(性別による権利侵害の禁止)

第 19 条 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。以下同じ。)を行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

3 何人も、性的指向(自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のことをいう。以下同じ。)及び性自認(自己の性別についての認識のことをいう。以下同じ。)を理由とする不当な差別的取扱いを行ってはならない。

(平 31 条例 12・一部改正)

(情報提供等)

第 20 条 県は、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等に対する暴力的行為の防止並びに性的指向及び性自認を理由とする不当な差別的取扱いの解消を図るため、必要な情報の提供、啓発及び相談体制の整備を行うものとする。

(平 31 条例 12・追加)

付則

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(茨城県行政組織条例の一部改正)

2 茨城県行政組織条例(昭和 38 年茨城県条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則(平成 31 年条例第 12 号)

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

6 用語集

－英字－

■DV（ドメスティック・バイオレンス）

一般的には、「配偶者や恋人など綿密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力」のことを示すとされている。「暴力」とは、身体に対する暴力又はこれに準ずる有害な影響を及ぼす言動を指している。

■DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

または、配偶者暴力防止法という。配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための法律。

■LGBTQ（エルジービーティーキュー）

性的マイノリティを表す言葉の一つで、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（性的指向が男性と女性のどちらにも向く人）、トランスジェンダー（心と身体の性が一致しない人）、クエスチョニング（自分自身の性のあり方を決められない、分からない、決めない等の人）、クィア（規範的ではないとされる性のあり方を包括的にあらわす言葉）の頭文字をとった言葉のこと。

■M字カーブ

女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化した際に現れる、アルファベットの「M」の形に似た曲線のこと。結婚や出産を機に一旦離職し、子育てが一段落したら再び働きだす日本の就業状況の特徴を表す用語。

■SNS（エスエヌエス）

Social Networking Serviceの略。人と人とのつながりを促進・サポートするインターネット上のサービス。

－あ行－

■アンコンシャス・バイアス

無意識の思い込み・根拠のない思い込み・先入観などを意味する言葉。

■育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）

育児や家族の介護を行っている労働者について、職業生活と家庭生活の両立を支援する法律。

■育児休業

1～3歳未満の幼児を養育している労働者が、職場での身分や地位を失わないで一定期間休業しないし勤務時間の短縮により育児に専念できる制度。この制度は、性別に関わらず利用できる。

■茨城県男女共同参画推進条例

平成13年4月1日から施行。男女共同参画の推進について五つの基本理念を定めるほか、「県及び県民、事業者の責務」「県が取り組む基本的施策」「配偶者に対する暴力の禁止など性別による権利侵害の禁止」等を定め、職域・学校・家庭・地域など社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めることとしている。

■いばらきパートナーシップ宣誓制度

婚姻制度とは異なり、「一方又は双方が性的マイノリティである2人の者が、互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した」ことを宣誓し、パートナーシップの関係にある者同士がそろって宣誓書を県に提出し、県が受領証等を交付する制度。

ーか行ー

■介護休業

介護を必要とする家族をもつ労働者が、介護のために一定期間休暇をとることを保障する制度。この制度は性別に関わらず利用できる。

■合計特殊出生率

人口に対して生まれた子供の数を表す指標の一つ。15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が一生の間に子供を生むとしたときの子供の数に相当し、人口動態の出生の傾向をみるときの主要な指標となっている。

■高齢化率

総人口に占める65歳以上の人の割合。

ーさ行ー

■ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／Sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の性別を「社会的性別」（ジェンダー／Gender）という。

■女子差別撤廃条約

日本は昭和 60（1985）年に批准した条約であり、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定している。

■女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

平成 27（2015）年に成立した法律であり、働く場において活躍したいと希望する女性が、その個性と能力に応じて活躍できるような環境を整備することを目的とする。

■女性 2000 年会議

2000 年 6 月、ニューヨークの国連本部で開催された。会議では 1995 年の第 4 回世界女性会議で採択された「行動綱領」の実施状況の評価と、新たにとるべき行動とイニシアティブについて討議された。

■女性のエンパワメント

女性が本来持っているが発揮できていなかった力（パワー）をつけること。力とは、自己決定能力や法的な力、経済力、政治的な力等、一人ひとりが力をつけることにより、グループ全体の力を高めていくような能力を意味する。

■ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）

「つきまとい等又は位置情報無承諾取得等」を繰り返すストーカー行為者に警告を与えたり、悪質な場合は逮捕することで被害を受けている方を守る法律。

■政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成 30（2018）年に成立した法律であり、政治分野における男女共同参画を推進するため、政党等に衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数が均等になるよう努力義務を位置づけている。

■性的マイノリティ（LGBTQ等）

同性愛者・両性愛者・性同一性障害者などのこと。性的少数者。セクシュアルマイノリティ。

■性別による固定的な役割分担意識

性の違いによって、家庭、職場等あらゆる生活の場面で分担する領域が異なっているとする固定観念のことをいう。一般的には「男は仕事、女は家庭」というように、男性と女性は初めからその役割が異なっている、というような性別による役割付けを肯定する考え方。

■世界行動計画

すべての国連加盟国政府および、マスメディア、労働組合、学校等に対し、従来の固定観念の洗い直しを要求し、性別役割分業の社会通念打破を目的とする。

■セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へ触れる場所へのわいせつな写真などの掲示など、様々な形態のものが含まれる。

ーた行ー

■ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社旗のことをダイバーシティ社会という。

■男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

■男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日公布・施行され、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に、基本理念、国・地方公共団体の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めた法律。

■男女雇用機会均等法

昭和 60（1985）年に制定された法律であり、その後の法改正によって、性別による差別禁止、職場のセクシュアル・ハラスメント防止、妊娠・出産・産前産後休業の取得を理由とした不利益な取扱いの禁止、間接差別の禁止、ポジティブ・アクションの促進などが定められている。平成 28（2016）年の改正法では、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益な取扱いの防止措置の義務化が定められている。

■デートDV

恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者は除く）による心とからだへの暴力のこと。

■ドメスティック・バイオレンス

DVを参照。

ーは行ー

■配偶者暴力防止法

DV防止法を参照。

■パートタイム・有機雇用労働法

同一企業内における通常の労働者とパートタイム労働者及び有期雇用労働者（事業主と期間の定めのある労働契約を締結している労働者）との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、通常の労働者とパートタイム労働者及び有期雇用労働者との均等・均衡待遇の確保を推進するための法律。

■ハラスメント

職場において、相手方に不快感もしくは不利益を与えたり、脅威を与えたり職場環境を悪化させたりすることをいう。ハラスメントは30種類程度あり、代表的なハラスメントとして、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するマタニティ・ハラスメントなどがある。

■パワー・ハラスメント（パワハラ）

権力や地位を利用した嫌がらせ。会社などで職権などの権力差（パワー）を背景にし、本来の業務の範疇を超えて継続的に、人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与える行為を指す。

■フレックスタイム制

労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を決定することができる変形労働時間制の一つをいう。具体的には、一日の労働時間帯を、必ず勤務しなければならない時間（コアタイム）と、その時間帯の中であればいつ出退勤してもよい時間帯（フレキシブルタイム）とに分けて実施するのが一般的。

■ポジティブ・アクション（積極的格差是正措置）

男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、必要な機会を積極的に提供すること。取組例としては、女性を優先して採用・昇進・昇格する、人事考課基準、昇進・昇格基準などを明確に定める、出産や育児による休業がハンディとならないよう制度を見直す、などがある。

ーま行ー

■モラル・ハラスメント（モラハラ）

精神的嫌がらせ。言葉や態度、身振りや文書等によって、働く人の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、その人間が、職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気悪くさせること。

ーら行ー

■ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣等を含めた個人の生き方を指す。

■ライフステージ

人間の一生における出生から、就学、就職、結婚、出産、子育て、リタイアなど、人生の節目によって生活スタイルが変わることや、これに着目した考え方をいう。

■リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルスは、人間の生殖システム及びその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に、完全に良好な状態にあること。したがって、リプロダクティブ・ヘルスは、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子供を持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由をもつことを意味する。

リプロダクティブ・ライツは、国内法・国際法及び国連での合意に基づいた人権の一つで、すべてのカップルと個人が、自分達の子供の数、出産間隔、出産する時期を自由かつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、ならびに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利のこと。

■労働力率

就業者と完全失業者数とを合わせた労働力人口が、15歳以上の人口（労働力状況「不詳」を除く。）に占める割合。（＝労働力人口÷15歳以上の人口（労働力状況「不詳」を除く。）×100）

ーわ行ー

■ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方、子育てや介護、地域や自己啓発などとのバランスを取りながら健康で豊かな生活を目指すこと。

さかい男女共同参画プラン（第5次） 令和8年度～令和12年度

発行日：令和8年 3月

企画・編集：境町役場 町民生活部 住民課 人権・協働ハーマネー室

〒306-0495 茨城県猿島郡境町391-1

TEL 0280-81-1300（代表）
